

業務指示書

ペルー国災害復旧スタンバイ借款に係る案件実施支援調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月20日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月25日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：洪水対策に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／洪水防御・被害軽減計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：洪水対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ペルー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水理・氾濫解析・河川計画・河川対策】

- 1) 類似業務の経験：水理・氾濫解析・河川計画・河川対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ペルー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月29日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PEN1 = 36.382 円 , US\$1 = 120.300 円 , EUR1 = 131.90 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／洪水防御・被害軽減計画

水理・氾濫解析・河川計画・河川対策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

25.96 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年2月16日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ペルー国災害復旧スタンドバイ借款に係る案件実施支援調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／洪水防御・被害軽減計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 水理・氾濫解析・河川計画・河川対策	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2. 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ペルーは国内に海岸地域、山岳地域、熱帯雨林地域と多様な自然環境を有していることから、地震、津波に加え洪水、土砂災害等の様々な自然災害に対して高いリスクを抱えており、これらリスクへの対策は喫緊の課題となっている。このうち洪水被害は最も発生頻度が高く、2003年～2011年にかけて毎年200件以上発生し、累計で数万人から数百万人もの被災者が生じている。特に、エル・ニーニョ現象の発生年は大規模な洪水被害が発生する割合が高く、人的被害に加え、経済的にも数十億ドル規模の被害をもたらしている。直近では2016年にかけて強いエル・ニーニョ現象の発生が予測されていることから、ペルー政府は2015年7月に非常事態を宣言した。

ペルー政府は、エル・ニーニョ現象等の負の影響を緩和し、持続的経済成長を達成するため、洪水被害に対する脆弱性の改善と災害リスク管理強化の方針を打ち出し、取組みを進めている。具体的には、国内の水資源管理を所管する同国農業省（2013年に農業灌漑省に変更）が、浸水リスク地域を洪水被害から守るため「河川流路整備、取水構造物保護プログラム（Programa de Encauzamiento de Ríos y Protección de Estructura de Captación、PERPEC）」（1999-2009年、投資額126百万ドル）による資金支援を地方自治体に対して実施した。しかし、2000年代に推進された地方分権化により、洪水対策事業にかかる計画・設計・実施のすべてを、中央政府から河川が位置する地方自治体へ権限移譲し、河川流域単位で洪水対策事業を推進する体制となったため、国内の全ての流域全体を俯瞰した洪水対策事業の計画、実施が難しい状況となった。

このような状況を受け、2008年に世界銀行の支援により、流域内の統合的水資源管理を目的とする国家水利庁（Autoridad Nacional del Agua、以下、「ANA」という）が設立された。ANAは、2010年3月にANAの下部組織として設置された、14の流域水源局（Autoridad Administrativa del Agua、以下、「AAA」という）とAAAの下部組織である地方水資源管理局（Administraciones Locales de Agua、以下、「ALA」という）、さらにAAAと並立する組織で各流域における管理方針、政策及び計画の決定機関である流域水資源委員会（Consejo de Recursos Hídricos de Cuenca、以下、「CRHC」という）と共に、全国159流域の水資源管理を開始した。2013年には、ANAは「全国水資源計画」を策定したが、計画当時、洪水対策は地域毎のAAA及びALAといった組織が独自に進めることになっていた。そのため包括的な水資源管理の視点に立った対策事業内

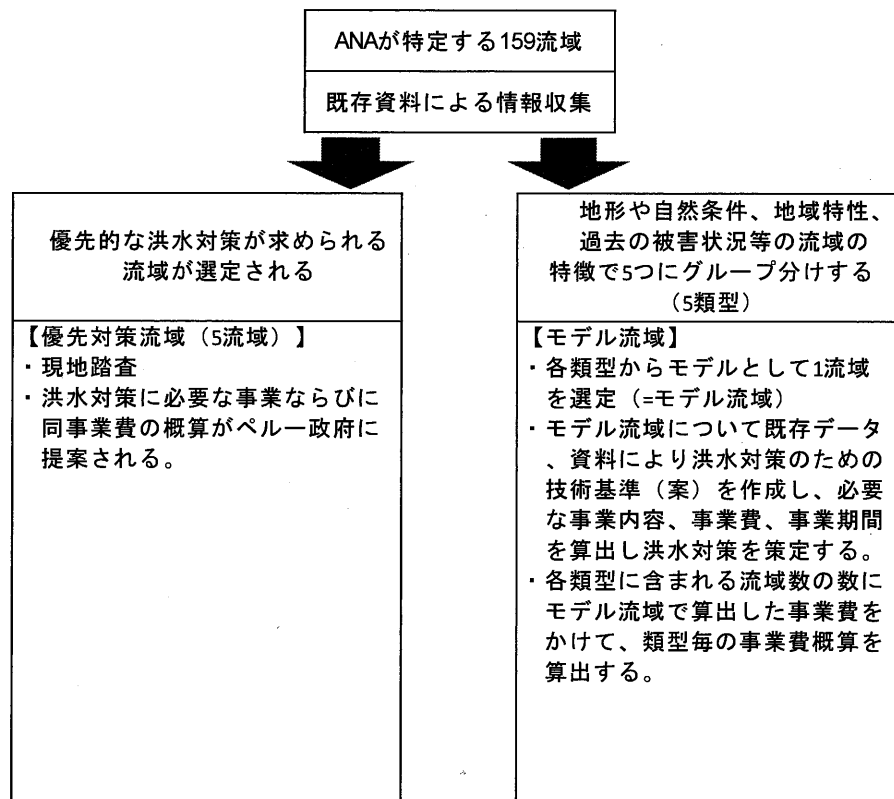
容や事業費、事業効果は含まれていない。

JICA はこれまで、ペルーにおける防災分野への支援として、「ペルー沿岸部洪水対策事業」（2014 年 11 月 L/A 調印）による築堤や護岸等の整備の他、防災行政を担う同国首相府との間で業務協力協定（2014 年 3 月）や、「災害復旧スタンバイ借款」（2014 年 3 月 L/A 調印）等を通じて、防災主流化促進等ペルーの災害リスク管理を支援している。本調査の成果は、洪水対策能力強化に関する政策・制度の改善を促す予定であり、「災害復旧スタンバイ借款」を活用しつつ政策マトリックスを検討する材料として、ペルー政府の洪水対策への取組みを支援する効果が期待できる。

2. 業務の目的

本業務の目的は、ペルー国内における洪水対策需要とその資金需要を明らかにするものである。

- ① ANA が洪水リスクが高いと特定したペルー全国 159 流域から、優先的な対策が必要とされる流域（5 流域程度、以下、優先対策流域という）と、地形や自然条件、地域特性、過去の被害状況等の特徴により 5 つに類型化したグループ（以下、5 類型という）を選定する。
- ② 優先対策地域：対策事業内容、事業費、定量的事業効果、工程を含む中期的かつ統合的な洪水対策需要を現地踏査を通じて明らかにする。
- ③ 5 類型：5 類型からモデルとなる 1 流域（以下、モデル流域という）を選定し、対策事業内容、事業費、事業期間を既存のデータ・資料により取り纏めた上で、各類型に属する流域数を乗じて、資金需要総額を算出する。また、統合的水資源管理の視点に立った洪水対策のための技術基準（案）を類型毎に作成する。



3. 業務の範囲

(1) 業務対象地域

ペルー全国 159 流域に関する情報を以下（2）に示す関係機関から収集するとともに、本業務の過程において選定された優先対策流域において必要な現地踏査を実施する。また、地形や自然条件、地域特性、過去の被害状況等の特徴により、ペルー全国 159 流域を 5 類型に分類し、既存データや資料を基に洪水対策のための技術基準（案）を作成し、同技術基準（案）を基に各類型を代表するモデル流域において必要とされる事業内容、事業費、事業期間を算出し洪水対策を策定し、各類型に含まれる流域数にモデル流域で算出した事業費をかけて、類型毎の事業費概算を算出する。

(2) 関係機関

① 中央政府機関

- ANA
- 農業灌漑省（El Ministerio de Agricultura y Riego、MINAGRI）
- 環境省気象・水文国家サービス局（Servicio Nacional de Meteorología y Hidrología、SENAMHI）

- 国家統計情報庁（Instituto Nacional de Estadística、INEI）
 - 国土地理院（Instituto Geográfico Nacional、IGN）
 - 首相府災害リスク管理局（Presidencia del Consejo de Ministros - Secretaría de Gestión del Riesgos de Desastres、PCM-SGRD）
 - 国家防災庁（Instituto Nacional de Defensa Civil、INDECI）
 - 国家災害リスク予防研究センター（Centro Nacional de Estimación, Prevención y Reducción de Riesgos de Desastres、CENEPRED）等
- ② 地方政府機関
本業務の過程において選定された優先対策流域を有する地方自治体、AAA、ALA、CRHC
- ③ 国際機関
世界銀行、米州開発銀行（IDB）、アンデス開発公社（CAF）国連開発計画（UNDP）等

4. 業務実施上の留意点

（1）洪水対策の範囲

ANA が課題と位置付ける洪水対策は、構造物（護岸、堤防など）及び非構造物（植林・遊水地造成など）による対策である。本業務で対象とする洪水対策は構造物及び非構造物によるハード対策のみとし、早期予警報システムや土地利用計画等のソフト対策は含まない。

（2）ANA の統合的水資源管理に係る情報システム「国家水資源情報システム」へのデータ等の蓄積

本業務において新たに収集された情報、水理解析、氾濫解析結果等を、ANA が可能な限り、且つ円滑に同システムに反映・蓄積できるよう、コンサルタントが収集する情報や各種解析結果の整理・保管の方法について、第一次現地調査時に予めANA と協議すること。

（3）情報収集

以下の情報をペルー政府が有しているので、それを活用する。なお、159 流域の脆弱性評価は、既存データを最大限活用することを想定しており、原則、現地踏査による追加情報収集は想定していない。但し、優先対策流域については、現地踏査による情報収集を実施する。

①人口・人口動態統計及び社会経済データ

国家統計情報庁（INEI）の人口・社会経済統計

②洪水被害・履歴

- ・国家防災庁 (INDECI) による災害データベース (Sistema de Informacion para la Prevencion y Atencion de Desastres、SINPAD)
- ・国家防災庁 (INDECI) が国連開発計画 (UNDP) の支援により実施した「持続的都市プログラム (Programa Ciudades Sostenibles)」におけるリスク調査結果
- ・ANA による全国の洪水常襲地域の診断 (2011—2014 年に実施)
- ・ANA による 2010 年度以降実施の「洪水制御のための原因対処 (Tratamiento de Cauces para el Control de Inundaciones)」調査結果。現在、15 河川 (ピウラ川、チカマ川等) について作成済み。

③地形図データ

- ・国土地理院 (IGN) が有する地形図
- ・ANA が有する地形図 (河川図)

また、公開資料として円借款候補案件「ペルー国溪谷村落洪水対策事業準備調査ファイナルレポート」(2013年3月)がある(後述第3.5.参照)

(4) ANA との確認事項について

JICA は 2015 年 7 月に本業務に関し ANA と協議を行った結果、JICA は本業務の実施にあたり、ANA が以下の点について対応することを確認している。

① 「国家水資源情報システム」へのデータ等の蓄積

本業務で収集された情報や解析結果を、ANA が所管する「国家水資源情報システム」へ反映・蓄積させること。

② 本業務コンサルタントへの既存情報の提供

本業務コンサルタントに対し、ANA は関係機関が所有する既存情報を提供する。

③ 現地踏査における ANA の支援

ア 優先対策流域における現地踏査への ANA 技術者の同行

本業務コンサルタントによる現地踏査の際には、優先対策流域を所管する関係機関や流域の現況に精通した ANA 技術者を原則同行させること。なお、同行に必要な費用(旅費、日当、宿泊、車両借上費等)は、ANA 負担とする。

イ 安全上の理由に拠る ANA による代替現地踏査の実施

JICA の安全管理基準によりコンサルタント等の渡航が制限されている地域への現地踏査の必要性が生じた場合は、先ずはその必要性を十分検討することとし、その上で現地踏査が必須と判断された場合には ANA が実施する。なお、ANA による現地踏査に際して、踏査結果の誤差の発生を最小化させるため、現地踏査の方法、技術等について ANA に十分な協議・調整を行うこととする。なお、その場合、実施に必要な費用（旅費、日当、宿泊、車両借上費等）は、JICA 負担も可能とすることから、本見積もりとすること。（但し、JICA ペルー事務所の基準に拠る。配布資料参照）。見積もりに際しては、最大 5 回の代替現地調査を ANA の職員 1 名により行うこととし、1 流域あたりの現地踏査に要する期間を 5 日間とすることを前提に、リマ市を起点としたペルー国内線航空便エコノミークラス往復料金（一人あたり 300 米ドル）と目的地周辺における車両借上費、宿泊費、日当を含むこと。

(5) 洪水対策事業技術基準¹（案）の策定

同案は、国土交通省が作成する「河川砂防技術基準」に含まれる水文・水理解析や河道特性調査、河床変動・河床材料変化及び土砂流送の解析、河川経済調査、水害リスク評価等の項目とペルー財務省が作成した「河川改修のためのプロジェクト評価のためのガイドライン」をはじめペルー国内で作成された既存の技術ガイドラインや「ペルー公共投資国家システム（SNIP）」法（2000 年 6 月制定、法律第 27293 号）等との整合性を勘案の上、策定・提案する。「ペルー公共投資国家システム（SNIP）」法との整合性について不明な点がある場合は、ペルー財務省（MEF）公共投資総局（DGIP）に在籍するセクター担当者に確認すること。

(6) 環境社会配慮

優先対策流域に対する洪水対策事業内容の検討・策定に際しては、ペルーの環境アセスメント（Environmental Impact Assessment、以下、「EIA」という。）に配慮した提案を行う。

(7) 世界銀行との連携

JICA は、本業務の成果品についてペルーの水資源管理分野の知見を有

¹ 洪水対策事業技術基準とは以下の「河川砂防技術基準」に含まれるような事項を洪水対策の観点から取り纏めることを想定している。技術基準は、必要な洪水対策事業や事業費を算出する際の技術的な基準として使用することを目的に作成する。

国土交通省ウェブサイト：http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/gijutsu/gijutsukijunn/index2.html

する世界銀行と協働して品質管理を行う。については、以下のレポートは JICA に提出後、JICA により世界銀行へ送付され、世界銀行よりコメントを得ることから、JICA のコメントに加え、世界銀行のコメントもその後の業務実施に可能な限り反映させること。

- ・ 第一次現地調査結果
- ・ プロGRESSレポート
- ・ ドラフト・ファイナルレポート
- ・ ファイナルレポート

(8) ワークショップの開催

第三回現地調査時に、AAA や ALA 等 ANA の関連組織の技術者を含む ANA の技術者を対象としたワークショップを北部、南部及びリマ市の合計 3 ヲ所で実施する。ワークショップのテーマは「洪水発生時期の水資源管理」とし、本業務で用いた分析手法を中心とした説明（河川の形状（勾配・蛇行）毎による洪水発生域の特定方法や氾濫源の衛星写真解析方法）と演習により洪水対策立案における手法やプロセスの概念について ANA 技術者のより深い理解を促すことを目指すことを想定している。ワークショップで扱う内容や開催地、開催方法等の詳細は、ANA と協議することとし、ANA 及び JICA によるワークショップの内容への同意を事前に取り付けること。ワークショップ費用の見積もりへの計上に際しては、以下の点を考慮し、本見積りとする。但し、ワークショップ参加者の交通費や日当、宿泊費等のワークショップ参加に要する費用は対象としない。

① 開催時期

第三次現地調査期間中に開催する。

② 開催回数・1 回あたりの開催期間

各開催地で 1 回ずつ開催することとし、開催期間はそれぞれ 1 日とする。（全 3 回）

③ 開催地

ペルー国内北部、南部及びリマ市の 3 ヲ所で開催する。

会場は ANA の関連施設で開催することを想定するため、会場借上げ費用の計上は不可とする。

④ 参加者数

各会場で、最大 10 名程度を想定する。

(9) セミナーの開催

第四次現地調査開始までに取りまとめられたドラフト・ファイナルレポートをペルー側関係機関（上述3.(2)①、②の機関）、国際機関、二国間ドナー等へ説明・共有するためのセミナーを実施する。同セミナーは、第四次現地調査期間中に ANA 本部（リマ市）で最大 50 名程度の参加者を対象に半日を要し 1 回開催することを想定しており、セミナー開催に係る費用は見積もりに計上すること（本見積りにすること）。但し、セミナー参加者の交通費、宿泊費や日当等セミナー参加に要する費用は見積もりの対象外とする。なお、開催方法は事前に ANA と協議を行うこと。

(10) 日本の技術の活用可能性について

洪水対策事業において、高い効果が認められる日本の技術が存在する場合は、その活用の可能性について提案する。

5. 業務の成果

本業務でまとめられる成果は以下の通り。

- (1) 159 流域の中から優先的な洪水対策が求められる優先対策流域（5 流域程度を想定）が選ばれる。
- (2) 流域の特徴（地形、自然条件、地域特性、過去の被害状況等）により 159 流域を 5 つに類型化し、各類型を代表するモデル流域が選定される。
- (3) 上述（1）の優先対策流域については、現地踏査を経て、洪水対策に必要な事業（ハード対策）ならびに同事業費の概算が纏められる。また、洪水対策事業の実施により軽減が期待される被害額をその根拠とともに算出し、各優先対策流域における洪水対策による人的・経済的損失の削減効果を明らかにする。
- (4) 各類型を代表するモデル流域については、必要な洪水対策（事業内容、事業費、事業期間等）を既存のデータや資料により明らかにする。各モデル流域の事業費概算に各類型に含まれる流域数をかけて、類型毎の事業費総額を算出する。
- (5) 上記（1）～（4）を踏まえ、ペルーにおける中期的な洪水対策事業として必要と考えられる事業内容、スケジュール、事業費を含む、洪水

対策技術基準を5つ示す。

- (6) ワークショップの実施により、AAAやALA等ANAの関連組織の技術者を含むANAの技術者の洪水発生メカニズムに関する知見を強化し、氾濫源の調査に要する衛星写真解析技術を向上させることにより、洪水対策に関する理論的概念の理解が深められる。
- (7) ペルー側関係機関や国際機関、二国間ドナー等を対象に、セミナーを開催し、ドラフト・ファイナルレポートの内容を共有する。

6. 業務の内容

(1) 第一次国内作業

① 全体業務工程の検討及び現地調査項目の整理

以下の項目について、事前に収集可能な資料・情報を整理・分析し、本業務を効率的に実施するための検討を行った上で、業務全体の方針、内容、方法（脆弱性の評価方法を含む）、作業計画等を検討し、インセプションレポートにまとめ、JICAの了解を得る。

ア ペルーにおける洪水対策の現状

- ・ペルー政府の災害リスク管理における洪水対策の位置づけ
- ・洪水対策にかかる行政、法的枠組み・制度、組織体制、予算状況
- ・洪水対策にかかる技術基準
- ・ペルー政府または他ドナーによる洪水対策事業計画、実績
- ・統合的水資源管理に関する、水理解析、ハザードマップ、情報データベースの整備状況

イ 159流域における過去の洪水災害

- ・発生・被災履歴
- ・被害内容（浸水分布、浸水深分布を含む）、金額

ウ 159流域にかかる地形、水文、社会経済情報

- ・地図、地形図、河川図、土地利用分布図、浸水マップ、河道平面図
- ・降雨データ、蒸発散量
- ・流量観測データ、水位観測データ
- ・ダム、貯水池施設・運用にかかる情報
- ・社会経済統計（人口分布、資産分布、土地利用計画等）

(2) 第一次現地調査

- ① JICAペルー事務所及びANAへのインセプションレポートの説明。

JICA ペルー事務所及び ANA ヘインセプションレポートを説明し、本業務の方針、脆弱性の評価方法、内容、調査方法、スケジュール等について JICA ペルー事務所と ANA の合意を得る。

- ② 159 流域における洪水に対する脆弱性評価に必要なデータ収集
評価に必要な既存データ（災害履歴、地形、地質、気象データ、社会経済データ等）の内、上記（1）①において入手できなかったデータを収集する。
 - ③ 既存の洪水対策事業技術基準の確認
洪水対策技術にかかる既存の基準、作成ガイドライン等にかかる情報収集を行う。また、「ペルー公共投資国家システム（SNIP）」法における洪水対策事業の審査基準についても確認する。
- （3） 第二次国内作業
- ① JICA に第一次現地調査結果の報告を行い、JICA のコメント及び JICA を通じて受領した世界銀行のコメントをその後の業務に可能な限り反映させる。
 - ② 159 流域における洪水に対する脆弱性評価
収集したデータ・資料に基づき、災害履歴、地形、地質、気象データ、社会経済データ等を用いて、159 流域の脆弱性を評価する。
 - ③ 優先対策流域の選定
上記②の結果、洪水による被災リスクが高く、優先的な対策が求められる流域を、優先対策流域として 5 つ選定する。但し、優先対策流域が 5 つ以上あると考えられる場合は、合理的な根拠を添え JICA に提案する。
 - ④ 流域の特徴による類型化とモデル流域の選定
地形や自然条件、地域特性、気象条件、過去の洪水被害等の特徴により、159 流域を 5 つのグループに類型化する。また各類型の中から 1 流域、合計 5 流域のモデル流域を選定する。但し、類型化に際し、5 つ以上のグループに類型化する必要がある場合は、合理的な根拠を添え JICA に提案する。
 - ⑤ 洪水対策事業技術基準（案）の作成
上記（2）に基づき、必要な洪水対策事業や事業費を算出する際の技術的な基準となる洪水対策事業技術基準（案）を 5 つの類型毎に作成する。
- （4） 第二次現地調査
- ① 第二次国内作業結果のペルー側関係者への報告及び合意取付け
上記（3）③により選定した優先対策流域及び（3）④で分類した 5 類

型と5類型の中の各モデル流域についてANAに説明し、合意を得る。

- ② 優先対策流域における対策事業の想定及び洪水対策実施により軽減することが期待される人的・経済的被害額、即ち対策事業効果を見積もるために必要な以下の作業を実施する。なお、現地踏査の結果、脆弱性評価に使用した既存データの内容と現地の状況に大きな乖離が確認された場合、ANA及びJICAとの間で優先対策流域を改めて選定するか否かを検討し、要すれば優先対策流域を再選定することもありうる。

ア 脆弱性評価に使用した既存情報（地形、地質、河川図、土地利用状況、雨量、河川流量、水位等）の精度の照合。

イ 水理解析及び氾濫解析に必要な情報のうち、当該流域を管轄する地方自治体等が有している情報の収集。

- ③ 洪水対策事業技術基準（案）の合意
洪水対策事業技術基準（案）をANAに説明・協議し、その結果を反映した最終案を策定し、ANAの合意を得る。

- ④ ワークショップ開催に関するANAとの協議
第三次現地調査において実施するワークショップの開催内容の骨子と開催方法（開催日時、場所等）についてANAと協議し、ANAの意向を確認する。

(5) 第三次国内作業

- ① 上記(4)③に基づき、優先対策流域に必要な洪水対策（構造物、非構造物）の内容、工程案、及び事業費、を算出・策定する。
- ② 5つの類型におけるハード（構造物・非構造物）による洪水対策事業案の事業費概算の算出と概略設計にかかる工程計画の策定を行う。

- ③ 優先対策流域における被害シュミレーションの実施
氾濫解析を行った上で、対象地域の資産分布と氾濫エリアを照合し、想定される被害の規模・内容及び被害見込み額を算出する。

- ④ 洪水対策事業（案）の便益の算出
上記①の対策事業を実施した場合、しない場合の被害額をそれぞれ概算することにより、対策事業実施による被害軽減見込み額を推定し、事業の定量的便益を算出する。

- ⑤ プロGRESSレポートの作成及びJICAへの説明
上記(1)～(4)、(5)①～③の内容及び洪水対策事業基準（最終案）を取りまとめたPROGRESSレポートを作成する。PROGRESSレポートは、JICAを通じて世界銀行のコメントを得るとともに、JICAに対して説明し、合意を得る。

⑥ ワークショップ開催の準備

上記（４）④を踏まえ、ワークショップの内容を検討するとともに、ワークショップにおいて使用する資料を作成する。ワークショップの内容と使用される資料は第三次国内作業終了時までには JICA に説明し、同意を得る。

（６）第三次現地調査

- ① ANA にプログレスレポートについて説明し、その内容を協議する。その上で、ファイナルレポートの骨子を示し、合意を得る。
- ② ANA にワークショップの開催内容を説明し、合意を得る。
- ③ ワークショップの開催

AAA や ALA 等の ANA の関連組織の技術者を含む ANA の技術者に対し、「洪水発生時期の水資源管理」をテーマにワークショップを開催する。本業務で使用した、河川の形状（勾配・蛇行）毎による洪水発生域の特定方法や氾濫源の衛星写真解析方法を主たる内容とし、河川水理学の方法論を支える理論的概念を深めることを目的とする。

（７）第四次国内作業

これまでの業務結果をとりまとめてドラフト・ファイナルレポートを作成し、JICA にその内容を説明し了解を得た後、JICA に提出し、承認を得る。

（８）第四次現地調査

ドラフト・ファイナルレポートの内容をペルー側関係機関、国際機関、二国間ドナー等に説明・共有するため ANA 本部（リマ市）において最大 50 名程度が参加するセミナーを開催する。セミナーにおける質疑応答内容はファイナルレポートに盛り込むこと。

（９）第五次国内作業

上記（１）～（８）の内容を踏まえ、ファイナルレポートを作成し、JICA を通じて受領した世界銀行のコメントを反映させた上で、JICA に提出し、承認を得る。

7. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。うち、（４）を最終成果品とする。

(1) インセプションレポート (IR)

- ・ 主な記載事項：業務方針、内容、方法、作業計画
- ・ 和文提出時期：2016年3月末日（第一次国内作業終了時まで）
- ・ 西文提出時期：2016年4月中旬（第一次現地調査開始時）
- ・ 提出部数：和文5部（簡易製本）
西文5部（簡易製本）

(2) プログレスレポート (PR)

- ・ 主な記載事項：159流域における洪水に対する脆弱性評価手法と同評価結果と159流域の特徴による類型化及びモデル5流域の概要・概算、優先対策流域の現地踏査結果、「洪水対策事業技術基準」（案）、優先対策流域において想定される洪水対策の内容、事業費の概算、工程計画、洪水被害シュミレーション、ワークショップ開催内容のフィードバック
- ・ 和文提出時期：2016年11月末日
- ・ 西文提出時期：2016年12月中旬
- ・ 提出部数：和文5部（簡易製本）
西文5部（簡易製本）

(3) ドラフト・ファイナルレポート(DFR)

- ・ 主な記載事項：プログレスレポートに対するペルー側関係者、世界銀行、JICAのコメントを反映した業務結果
- ・ 和文提出時期：2017年3月下旬（第四次国内作業終了時まで）
- ・ 西文提出時期：2017年4月中旬
- ・ 提出部数：和文5部（簡易製本）
西文5部（簡易製本）

(4) ファイナルレポート(FR)

- ・ 主な記載事項：全業務結果
- ・ 提出時期：2017年5月末日
- ・ 提出部数：和文5部（製本及びCD-R）
西文22部（製本及びCD-R）

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

下記の工程表のとおり、2016年3月上旬より業務を開始し、2017年5月末を目途に業務を終了する。業務工程及び各報告書の提出は以下を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案すること。

	2015年度		2016年度												2017年度	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
国内作業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
現地作業		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
<報告書提出時期>																
インセプションレポート		■	■													
プログレスレポート										■	■					
ドラフトファイナルレポート														■	■	
ファイナルレポート																■

■ 和文提出時期
 ■ 西文提出時期
 ■ ファイナルレポート提出時期（和文・西文）

2. 業務量の目安と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 25.96 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、下記の担当分野の団員を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より効果的・効率的な業務従事者の構成がある場合は、プロポーザルにて提案すること。

指示書に記載された格付け目安を超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記のこと。

- ① 総括／洪水防御・被害軽減計画（2号）
- ② 水理・氾濫解析・河川計画・河川対策（3号）

(3) 通訳の配置

現地調査時の日西ないし英西通訳については、現地備上とする。

3. 現地再委託

本業務では、情報収集や現地踏査等、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。現

地再委託にて実施することが望ましいと考えられる業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。この場合、再委託に係る経費は本見積りとする。

4. ANAによる便宜供与

第2 4. (4)の通り、JICAは2015年7月に本業務の実施についてANAと協議を行った内容に基づいて、ANAから以下の便宜が供与される。

- (1) ANAが有する本業務に関連する情報の提供
- (2) 本業務に関する他機関との調整
- (3) コンサルタント執務スペースの提供
- (4) カウンターパート職員の配置

5. 公開資料・配布資料

【公開資料】

「ペルー国溪谷村落洪水対策事業準備調査」ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011619.html>

【配布資料】

「ペルー事務所 内国旅費基準表」(2015年11月1日施行)

6. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る国内作業及び現地調査を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAペルー事務所、ANA等において十分な情報収集を行うとともに、現地調査の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICAペルー事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡を取る様に留意する。また現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年

10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上